

# 退職給付、ストック・オプションの社会会計 所得の発生と価値の変化を どのように考えるか

うつのみやきよひと はぎの さとる ながの てっぺい  
宇都宮浄人 / 萩野 覚 / 長野哲平

## 要 旨

社会会計の体系では、雇用者報酬等の所得には、株式のキャピタル・ゲインなど時価の変動が含まれないが、実際にはこの区分が明確ではない場合も多い。退職給付債務やストック・オプションのような「労働債務」はその好例であり、企業会計では、「労働債務」の残高の変化を雇用者報酬と考える方向にある。

本稿では、これらの社会会計における記録方法として、「労働債務」の変動分を雇用者報酬とみなす考え方と、これを時価の変動とみなし、調整勘定に記録する考え方の2つのアプローチを具体的に提示する。社会会計の体系全体の平仄からみると後者が望ましいが、このアプローチでは企業会計との間で雇用者報酬の概念が異なることになる。

このように企業会計と社会会計の考え方が大きく異なってしまう背景には、経済実態として所得の発生と価値の変化の区分があいまいになってきているという事実がある。実際、どこまでを所得とみなすべきかは、多分に利用者に依存する。社会会計は、全体の整合性を維持しつつも、複数のアプローチがある場合には、詳細データを開示し、利用者が組替え可能な形にすることが必要である。

キーワード：社会会計、企業会計、退職給付、ストック・オプション、労働債務、雇用者報酬、調整勘定

本稿作成に当たっては、今福愛志教授(日本大学)、国民経済計算研究会(専修大学)参加者、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部、日本銀行金融研究所研究第2課および調査統計局経済統計課の諸氏ならびに匿名のレフェリーから貴重なコメントをいただいた。なお、本稿で示されている内容および意見は執筆者個人に属し、日本銀行あるいは執筆者が現在所属する機関の公式見解を示すものではない。

宇都宮浄人 一橋大学経済研究所 (E-mail: kiyohito@ier.hit-u.ac.jp)

萩野 覚 国際通貨基金統計局 (E-mail: Shagino@imf.org)

長野哲平 日本銀行調査統計局 (E-mail: t eppei.nagano@boj.or.jp)

## 1. はじめに

個々の企業活動を記録する体系として企業会計が存在するのに対し、一国の経済活動と富の増減を記録・表示する体系として社会会計が存在する。今日、社会会計は、国連統計委員会によって定められた国民経済計算体系が国際標準となっており、2000年10月には、わが国でも、1993年に公表された新しい体系（93SNA：System of National Accounts）<sup>1</sup>を基準に、国民経済計算体系が改訂されている。

企業会計は社会会計に比べて各国の独自色が強いが、昨今、国際会計基準委員会（IASC：International Accounting Standard Committee）等の議論のなかで、国際標準化への取組みが進捗している。特に、近年の企業会計の大きな方向として時価会計の導入があり、当初一部の金融資産・勘定のみ適用されていた時価会計は、ここにきてその対象を拡大している。このことは、従来からストックを時価で記録してきた社会会計に対し、企業会計の考え方が近づいてきたともいえる。

ただし、議論は単にストックの評価方法の問題にとどまらず、企業会計でストックの変化をどのように評価するのかという問題に広がっている。企業会計では労働債務の時価の変化をもとに人件費が計算される方向にあるが、社会会計では、この点について、議論がなされていない。この間、国際会計基準（IAS：International Accounting Standard）では、雇用契約終了後の各種給付のみならず、ストック・オプションやその他無形の給付を広く含めた「従業員給付」（employee benefits）という考え方で登場している。

社会会計の体系では、雇用者報酬等の所得はフロー（所得支出勘定）に計上する一方、キャピタル・ゲインなど保有資産・負債の時価の変動は、調整勘定に計上するという明確な区別が存在している。このため、市場価格の変動等によって価値が変化する新しい労働債務に対して、所得をどのように時価変動と区別して計測するか、改めて論点を整理し、社会会計としての対応方法を検討する必要がある。

そこで、本稿では、まず、社会会計におけるフローと調整の考え方を整理した後、新しい労働債務として話題となっている退職給付債務、ストック・オプションについて、社会会計の考え方と記録方法、マクロ的な影響度合いを検討する。

1 1993年の国民経済計算体系（93SNA）は、1968年に国連統計委員会が定めた体系（68SNA）をベースにしたものである。

## 2. 社会会計におけるフローと調整

### (1) 93SNAの基本的な枠組み

社会会計の体系の中心である国民経済計算体系は、一国のマクロ経済の流れを、付加価値の発生（生産勘定） 付加価値の各経済主体への分配・使用（所得支出勘定） 実物・金融資産の蓄積（資本調達勘定） ストックの価格変化等自律的変動 期末時点のストック（期末貸借対照表）の各段階で記録していくものである（図表1）。ここでは、フロー、ストック、調整という概念が明確に区別されており、金融取引の基礎資料となる資金循環勘定においても、そうした区分に対応した体系となっている<sup>2</sup>。

特に、新しい体系である93SNAの場合、従前よりも調整勘定を細分化し、価格変動等の影響をより明確に抽出しようとしている点が特徴である。すなわち、93SNAは、取引に起因しない期首・期末貸借対照表間の資産、負債および正味資産の変動のうち、「価格の水準と構造変化による、資産、負債および正味資産の価値額の変化」（パラ12.2）<sup>3</sup>を「再評価勘定」として分離し、それ以外を「その他の資産量変

図表1 社会会計の勘定体系（93SNA）

国民経済計算体系			関連する統計
( 経常勘定 )	生産勘定	生産勘定	産業連関表
	所得支出勘定	第1次所得の配分勘定	
		所得の第2次分配勘定	
		現物所得の再分配勘定	
	所得の使用勘定		
( 蓄積勘定 )	資本調達勘定	実物取引（資本勘定）	
		金融取引（金融勘定）	金融取引表（資金循環勘定）
	調整勘定	再評価勘定	調整表（資金循環勘定）
		その他の資産量変動勘定	
	その他		
( 貸借対照表 )	期末貸借対照表	期末貸借対照表	金融資産負債残高表（資金循環勘定）

備考：勘定の名称は、わが国の国民経済計算体系に従っている。なお、「調整勘定」の内訳の「その他」は、国連が公表した体系には存在しないわが国独自の勘定体系。

2 資金循環勘定については、わが国の場合、1999年に93SNAをベースとした新しい体系に改訂されており、その時点で調整勘定（調整表）が設けられた。なお、国民経済計算体系の海外部門の基礎データを提供する国際収支については、フローを把握する国際収支統計、ストックを把握する対外資産負債残高が存在するが、為替相場や時価の変動を明示的に記録し両者を接合する統計は存在しない。

3 以下、特段の断りがない限り、いずれも経済企画庁 [ 1995 ] より引用。

動勘定」<sup>4</sup>とすることを提示している。しかも、「再評価勘定」で記録される「名目保有有利得」について、内訳として「実質保有有利得」と「中立保有有利得」に分割することを求めている。実質保有有利得とは、「当該経済の財貨・サービス一般の価格に対して相対的にみた当該資産価格の上昇の結果として生じた実質資源への付加的支配の価値」(パラ12.64)と定義されるものであり、ここで株式等の時価変動の相対的な影響がわかるのである<sup>5</sup>。なお、わが国の新しい国民経済計算体系では、「その他の資産量変動勘定」、「再評価勘定」のほかに「その他」を加え、固定資産にかかるフロー、ストックの評価方法の違いより生じる値を記録する勘定を設けている。

## (2) フローと調整の問題に係る93SNAの整理

以上のように、社会会計では体系の精緻化が進んでいるが、「実質保有有利得」を所得との関係でどのように位置づけるか、という点については、議論のあるところである。資産価値の変動によって生じるキャピタル・ゲイン/ロスは、いうまでもなく、それ自体が経済主体の経済活動に影響を与える変数だからである。

この点について、93SNAにおいても、「実質保有有利得は、それ自身重要な経済変数であり、消費または資本形成を分析するうえで、所得とともにそれに加えて注目される必要がある」(パラ 12.81)とし、「より包括的な所得の測度を得るために、実質保有有利得を『体系』において定義される所得に吸収させるべきであると議論することができる」(同)と言及している。もっとも、93SNAは続けて、「この点についてコンセンサスはない」(同)、「経済行動へのそのインパクトは、現金または現物で受け取られる所得と同じではない」(同)という整理を行い、「実質保有有利得」、つまりキャピタル・ゲイン/ロスを所得から切り離すという結論を導いている。

しかしながら、「現金または現物で受け取られる所得」と「実質保有有利得」との間の区分基準は何か、という疑問は依然として残る。国民経済計算においては「帰属」という概念を用いて取引を擬制したり、割引債のように明示的に利子部分が存在しない債券について利子所得を記録することを求めるなど、表面的には価格変化にしかみえない場合でも経常取引とみなす場合がある<sup>6</sup>。何をもちいて所得とするか、何が価格変化部分になるのか、という問題については、93SNAといえども必ずしも整合性の取れた議論がなされているわけではない。

4 「その他資産量変動」とは、93SNAでは、「地下資源の発見や減耗、戦争またはその他の政治事件による破壊、または自然災害による破壊のような要因による資産、負債および正味資産の変化」(パラ 12.2)と定義される。

5 これに対し、中立保有有利得とは、「もし、当該資産の価格が一般物価水準と同じ割合で変化するとするならば、すなわち、一般インフレ率またはデフレ率と同じペースで当該資産が得られたであろう保有有利得の価値」(パラ12.64)と定義される。

6 本稿では、労働債務に基本的に焦点を当てているが、市場価値が変動する割引債の利子所得の記録方法は、所得と価値変化の関係がいかに難しいかを提示している(補論参照)。

こうした問題は、明快な解答が存在するものではないが、企業会計上の取扱いが変わり、それが実際の経済活動にも新たな動きをもたらすなかで、社会会計上の対応を整理することは不可欠である。次節からは、労働債務の問題に絞って検討を進める。

### 3. 労働債務と社会会計

#### (1) 労働債務に対する企業会計、社会会計の従来への対応

雇用者が提供した労働サービスの対価として、企業が賃金を支払うことは、企業を営んでいくうえで最も基本的な活動の1つである。企業の会計記録はもちろん、社会会計においても、雇用者報酬は基本的な計数として記録される。ところが、年金や退職一時金のような雇用関係終了後に支払うものについては、企業会計、社会会計ともに、従来、これを通常の賃金と同一に扱ってこなかった。

企業会計では、従来、企業年金と退職一時金が別々に処理されており、企業年金については、年金基金への拠出額を費用処理する一方、退職一時金については、将来の費用や損失に備えた退職給与引当金を計上する形になっていた。退職給与引当金は、本来的には発生主義的な概念であるが、税法の影響もあって、年金数理計算に基づいた引当がなされていないケースが多かった<sup>7</sup>。

一方、社会会計においては、退職一時金のような内部積立金は、年金数理計算等を擬制した帰属額を企業が拠出する形（所得支出勘定における雇用者報酬のうち「雇主の帰属社会負担」）としている。つまり、雇用者報酬は年金数理計算に基づき発生時点で記録され、家計はこれを受け取ったとみなされる。ところが、社会会計では、企業の内部積立に関して家計の未収・未払金（年金準備金）を計上することを認めていない。家計は、企業から実際に現金を受け取ったわけではないので、本来、家計の未収金資産と、企業の未払金債務が記録されるべきところであるが、この点は認識されない。雇用者報酬は発生主義の観点から計測するものの、その結果として生じる労働債務は認識していないというのが現状である。

外部積立の企業年金についても、年金数理計算に基づく拠出額が雇用者報酬（「雇主の現実社会負担」）として記録される点は内部積立と同様である。一方で、年金基金に積み立てられた未払いの債務は、「年金準備金」という家計の資産として認識されている。この意味で、外部積立に関しては、雇用者報酬も、その結果として生じる年金準備金も発生主義の観点から把握している<sup>8</sup>。ここで留意すべき点

7 わが国の税法では期末要支給額基準に基づき損金への算入額が規定されており、明確な企業会計基準が存在しないもとでは、企業にとってこの基準に従った引当を行うことが合理的であったためである。

8 93SNAでは、年金準備金を「確定給付型年金計画の負債（年金準備金）は、約束された給付の現在価値」（パラ 13.79）と定義している。

は、年金準備金は年金基金の負債であり、企業の負債ではない点である。そのため、年金基金が運用を失敗したり、経済情勢の変化に伴い当初の見込みが変更されて企業が追加的に拠出する必要に迫られたとしても、企業の支払義務は負債として認識されない。つまり、いわゆる年金の積立不足は認識されない。

以上をまとめると、社会会計では、退職給付に関しては発生主義による記録を原則としている。しかし、退職一時金等内部積立分に関しては、年金準備金を認識しない、外部積立分に関しては発生主義の観点から年金準備金の認識は行いが、積立不足に関しては企業の債務として把握していない、という2点について、やや中途半端な処理になっている。

## (2)「完全発生主義」としての退職給付会計

発生主義は社会会計の基本的な考え方であるが、実際に「どこまで発生したとみなすか」については必ずしも明確ではない。退職給付については、企業会計の退職給付会計基準に比べ、中途半端な発生主義という印象が拭えない。

企業会計における退職給付会計基準は、公正価値によって積立不足を含む労働債務を捉えようとするもので、の内部積立分にしろ、の積立不足にしろ、経済実態上は企業の債務として認識すべきというものである<sup>9</sup>。こうした基準は、米国(FAS87)や国際会計基準(IAS19)で定められ、わが国でも、退職給付に係る会計基準に基づいて、2001年3月期より、企業は従来と異なる処理を年金等について行うことになったのは周知のとおりである<sup>10</sup>。

補論で指摘しているように、93SNAでは、利子を発生主義に基づいて認識し期間配分を行うことを提言している。93SNAのこの取扱いは、利子の68SNAでの取扱い(支払義務が到来した未払利子については支払ったとみなすという意味での発生主義)に対して、支払義務時点が到来していなくても経済実態上利子が発生しているとみなされた場合は記録すべきであるという考え方であり、「完全発生主義」と呼ばれることがある。このように考えると、企業会計における退職給付会計基準は、「完全発生主義」による労働債務の把握と位置づけられ、93SNAが目指すところと合致するものと思われる。

9 退職給付に係る会計基準(1998年)の規定は、「退職給付債務とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付(以下「退職給付」という)のうち認識時点までに発生していると認められるものをいい、割引計算により測定される」というものである。

10 わが国の企業会計における新しい基準の具体的な取扱いは次のとおりである。企業は退職一時金と企業年金について、「退職給付」として包括的な会計処理を行う、従業員の退職日以降に支給が見込まれる給付額のうち、決算日までの従業員の勤続年数と報酬金額に基づいて計算した将来の給付額の見積額(将来の昇給による増加分も加味した予測給付債務、PBO: projected benefits obligation)を算出し、PBOのうち決算日までに既に発生したと認められる金額の現在価値を退職給付債務と定義する、貸借対照表には、退職給付債務から年金資産等を差し引いたネットの額を「退職給付引当金」として計上し、損益計算書には退職給付にかかわる費用から運用収益を控除したネットの額を「退職給付費用」として計上する、ただし、激変緩和措置として、制度移行に伴って発生する債務は、15年以内に償却することを認めており、この間は注記事項として当該情報を開示する。

### (3) 社会会計における年金と退職一時金の問題

退職給付債務の社会会計における具体的な記録方法を検討する前に、年金、退職一時金に関連した現在の取扱いについて、予め留意しておくべき点を整理しておこう（積立不足については4節で詳述）。

まず第1は、社会会計が発生主義を原則としつつも、退職後の給付について、所得支出勘定では現金主義的な取扱いを求めているという点である。具体的には、企業年金を家計の年金基金に対する金融資産として捉える一方、年金の給付は、公的年金であるか企業年金であるかを問わず、これを可処分所得に加えるという考え方をとっている。マクロ経済を把握するうえで、可処分所得はきわめて重要な概念であるが、この点について、93SNAは、「(年金受給者は、)受け取る年金を経常移転の形態による所得として見る傾向がある」(パラ 9.15)という点を重視したのである。つまり、発生主義に基づき計算された年金給付額は、雇用者報酬には加算されるものの、家計の可処分所得には年金基金から別途現金で支払われた給付額が加算され、雇用者報酬が加算されないような記録方法となっている。

こうした取扱いは、年金基金に対する積立額を家計の金融資産とみなす資本調達勘定との間に矛盾をもたらすことになる。例えば、年金基金への拠出額が増加すると、家計の年金準備金資産の取得を通じて金融面では資金余剰が記録される一方、実体面では、可処分所得が変化しないため貯蓄は変化しない。そのため、資金過不足 金融面での尻 と貯蓄投資差額 実体面での尻 が概念的に一致しなくなってしまふ。これに対し、93SNAでは、「年金基金年金準備金の変動」という項目を設けて、テクニカルな調整を行い、体系の整合性を維持している<sup>11)</sup>。

次に留意すべき点は、年金基金への拠出と退職一時金のための積立を別途記録しなければならないということである。93SNAでは、前者を「雇主の現実社会負担」とする一方、退職一時金のための内部積立分は帰属計算を行い、「雇主の帰属社会負担」として別途の記録を行うことになっている。マクロ的な視点においては、外部積立された年金について、年金基金という制度部門を通じた金融仲介活動として把握する一方、内部積立については、企業と家計の間の債権債務関係として把握する必要があるからである。

ただし、現実の問題として、内部積立を発生主義的に捉えることは容易ではない。93SNAでは、企業が内部積立を行った部分について、帰属計算を行うことの実務的な困難を考慮し、「唯一の実用的な代替手法は、同一会計期間の企業の支払無基金社会給付を、帰属負担をカバーするのに必要な帰属報酬の推計値として負担をカバーすることであろう」(パラ8.73)としている。年齢構成等が全く変化しない定常状態であれば、こうした考え方も成り立つが、わが国のように高齢化が急速に進展するなかでは、むしろ事実関係を歪めてしまう可能性がある。

11 具体的には、最終的に貯蓄額を求めるために、「年金基金年金準備金の変動」という項目を用いて、所得の第2次分配勘定で経常移転を記録する以前の状態に戻す措置をとっている。

しかも、93SNAにおいては、内部積立の場合は、企業の引当額と具体的に紐付いた資産が存在しないことを勘案し、当該積立分については金融資産・負債として認識していない。退職一時金は、いったん発生主義的に帰属計算されて家計への支払いが擬制されるが、その報酬は家計の資産とはならず、企業に強制的に払い戻されるという扱いになっている。拠出額を帰属計算するという概念整理を行い、発生主義で取引を擬制するという対応までとりながら、最終的に、金融資産・負債を認識しないという扱いは、体系として整合的とは言い難い。年金においても、現金主義的に給付額を可処分所得として記録しているが、別途認識した金融資産・負債との間については、調整項目を設定して、両者の整合性をとっている。したがって、退職一時金についても、体系としては、年金と同様の方法がとり得るはずであり、実態としても、内部積立と外部積立の差違が薄れていることを考えれば<sup>12</sup>、現行の扱いは再考の余地があるものと思われる。

#### (4) 労働債務に関する新しい考え方

企業会計では、雇用者に対する報酬をさらに広く捉えるべきであるという考え方が登場している。これは、「従業員給付」と呼ばれる概念で、IAS19によれば、「従業員給付は、従業員の勤務の見返りとして企業により支給されるあらゆる形態のもの」とされている。「従業員給付」には、賃金・給与等はもちろん、住宅、医療等の現物給付、年金等雇用関係終了後の給付のほか、将来の持分の給付、さらには、長期連続休暇といったものまで、ありとあらゆる形態のものが含まれているといっ

てよい。これらについて、その公正価値をどのように把握し記録するかという問題は、企業会計上の問題であると同時に、社会会計においても新たな検討課題である。「従業員給付」に含まれる内容が、社会会計において、どのように取り扱われているかを整理したものが、図表2である。有給休暇については、企業会計においても、オーストラリアなどごく一部の国が対応しているのみであるが、退職給付については、既に述べてきたように、社会会計の喫緊の課題である。また、ストック・オプションについては、企業会計においてもその扱いが定まっているわけではないが、賃金に代替する形で、急速な勢いで普及していることは事実である。

次節以降では、退職給付、ストック・オプションに絞って、社会会計におけるより具体的な対応方法を検討する。

12 企業会計で退職給付会計が導入されるなか、2000年度には、退職給付に係る債務に対応する株式資産について退職給付信託を設定するという動きがみられた。当該信託は、企業の外部に設定された勘定であるが独立した基金ではないという点において、内部積立と外部積立の中間的な存在と考えられる。



図表2 従業員給付の概念と社会会計の対応

	従業員給付の内容	社会会計における対応 (わが国93SNA)	備考
現金の現在給付	給与、賞与等	雇用者報酬 賃金・俸給	
現物の現在給付	住宅等補助  健康保険への掛金 (雇主負担分)  有給休暇等	雇用者報酬 賃金・俸給 雇用者報酬 雇主の現実社会負担  記録せず	・有給休暇等の不就業手当については、企業会計で対応している国はごくわずか。
現金の将来給付	退職一時金  企業年金	雇用者報酬 雇主の帰属社会負担 雇用者報酬 雇主の現実社会負担	・社会会計における退職給付債務(積立不足)部分の扱いが検討課題。
持分の将来給付	ストック・オプション	記録せず	・企業会計も含め、今後の検討課題。

## 4. 積立不足と社会会計

### (1) 退職給付会計と積立不足

退職給付会計の導入とともに、積立不足が問題となっているが、93SNAでは、確定給付型年金計画のオーバー・ファンド、アンダー・ファンドについて、「当該計画がアンダー・ファンドするにせよ、典型的には掛金を調整することによって、そのような状況が一時的であるという予想ができる」(パラ13.78)としており、この問題に対して、きわめて楽観的である。

ところが、わが国の場合は、新しい退職給付会計で、内部積立である退職一時金の積立不足が年金に上乘せされることもあって、事態は深刻である。民間シンクタンクの調査では、わが国の企業が抱える積立不足額は、40兆円とも80兆円とも試算されている(図表3)。既に特別損失を計上し、退職給付に係る債務を一括処理した

図表3 各種機関による積立不足試算額

調査機関名	長銀総研	ニッセイ基礎研	ゴールドマン・サックス証券
積立不足額	45兆円	43兆円	80兆円
従業員数	1,170万人	489万人	400万人
割引率	3.0%	3.1%	2.0%
対象企業	資本金1億円以上	上場企業	東証一部上場企業

資料：長銀総合研究所、「退職給付に関わる新しい会計基準のインパクト」、『総研調査』93号、1998年11月  
ニッセイ基礎研究所、「財務への影響大きい、退職給付に関する新会計基準の導入」、1999年2月  
ゴールドマン・サックス証券、「津波警報・企業年金積立不足80兆円」、1998年10月

企業もあるが、わが国の基準では、激変緩和措置がとられており、こうした債務が本格的に明らかになるのは、むしろこれからであろう。したがって、今後、これらを社会会計においてどのように取り扱うかは、マクロ経済を把握するうえで無視できないものである。

## (2) 積立不足の記録方法

積立不足の記録を考えるうえで、退職一時金と企業年金とを区別する必要があるが、以下では、まず、積立不足が企業年金についてのみ発生しているという前提で議論を進める。考え方としては、退職給付債務の変化分をすべて雇用者報酬として記録する雇用者報酬アプローチと、市場価値の変動分についてキャピタル・ゲイン/ロス（調整）として記録する金融派生商品アプローチがあるものと思われる。

### イ．雇用者報酬アプローチ

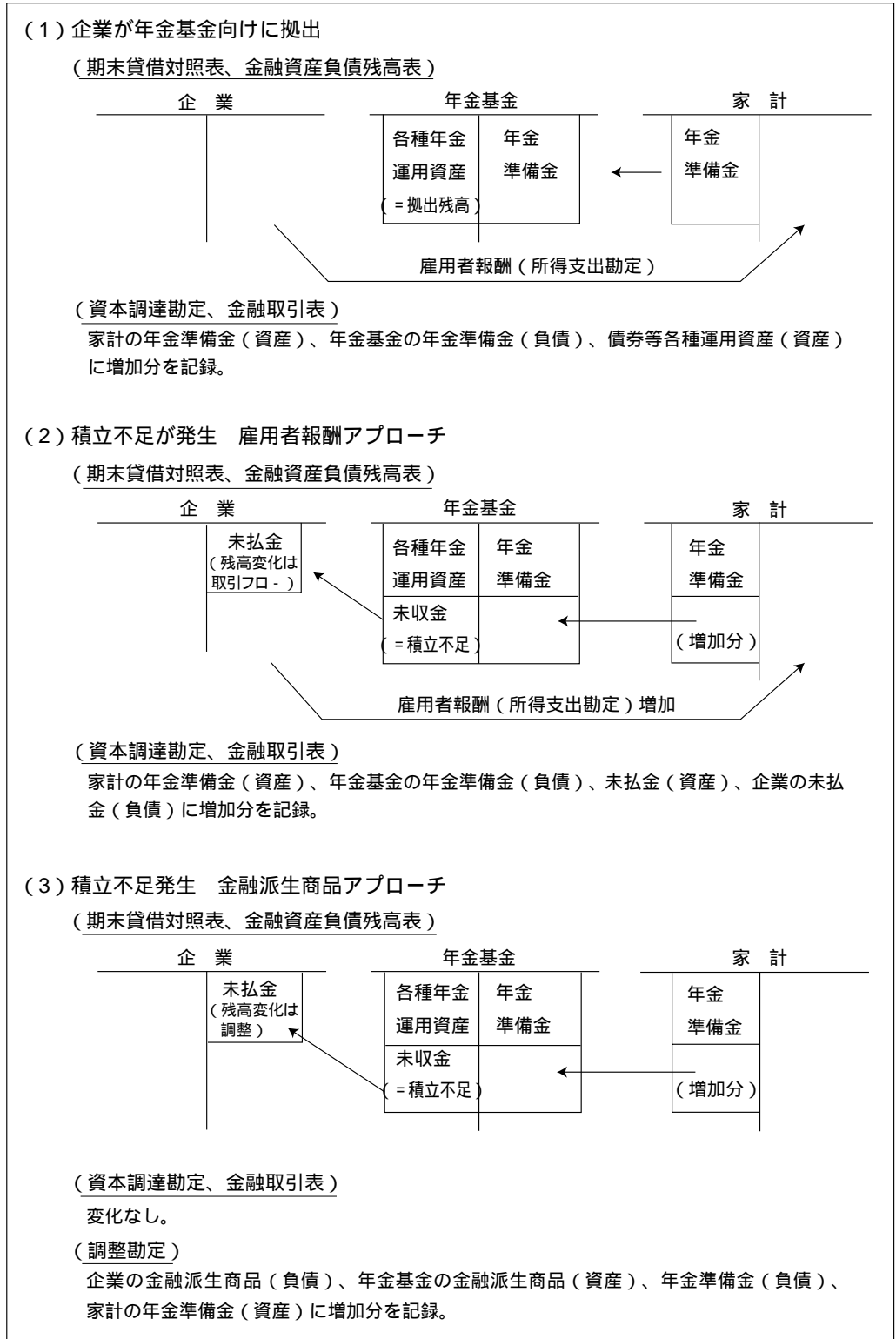
雇用者報酬アプローチの基本的な考え方は、積立不足とは、企業の拠出した掛金が本来支払うべき掛金よりも不足していることであり、不足分は雇用者報酬として計上すべきというものである。

この場合の社会会計における表章の仕方を整理すると、図表4(2)のとおりになる。すなわち、企業は基礎率の変更等により積立不足が発生した場合、当該積立不足額を毎期の年金基金への拠出分に上乗せし、これを雇用者報酬として家計に支払うものとするとともに（所得支出勘定）家計は積立不足分を含めた報酬を年金基金に対する資産（「年金準備金」）として保有する、年金基金は、家計に「年金準備金」として債務を負う一方、企業から実際に拠出を受けていない不足分は、企業に対する「未収金」という形で債権を保有する、企業は、積立不足分（＝退職給付引当金）について、年金基金に対する「未払金」として債務を保有する、という一連の記録が国民貸借対照表（金融資産負債残高表）で同時になされることになる。

こうしたアプローチをとると、積立不足の発生によってフローの所得支出勘定では、企業の雇用者報酬の支払いが増加する<sup>13</sup>。また、資本調達勘定（金融取引表）においても、企業の負債、年金基金の資産・負債、家計の資産のそれぞれの増加分が、金融取引として反映されることになる。

13 可処分所得については、前節で述べたとおり、家計の受け入れた雇用者報酬が加算されない扱いであるため、特段の変化は生じない。

図表4 年金積立不足の考え方



## ロ．金融派生商品アプローチ

これに対し、積立不足の発生原因を、市場環境等の変化に伴う価値の変動とみなす考え方を、ここでは金融派生商品アプローチと名づけている。これは、年金の積立不足について、スワップ契約や保証契約のように、当初は年金基金と企業の間には存在しなかった債権債務関係が市場環境の変化のなかで市場価値を有するようになったものと考えることができるからである。

金融派生商品アプローチについて、社会会計における表章の仕方を整理すると、図表4(3)のようになる。この考え方では、前提として、企業と年金基金は、当初の基礎率に基づいた固定金利商品と将来の基礎率と連動する変動金利商品のスワップ交換契約に類するものを結びと擬制される（初めの時点では、2つの商品価値は等しいので、特に債権債務は生じない<sup>14</sup>）。図表4(3)は、こうした前提のもと、市場金利の変動等によって割引率が低下する場合を想定しており、家計の保有する年金基金に対する資産（＝年金基金の家計に対する負債）の割引現在価値が増加する、年金基金の家計に対する負債の増加分に対応する形で、企業との間のスワップ契約の資産として市場価値が発生する、企業側も、スワップ契約の負債として同額の負債が生じる、という一連の資産・負債の変動が、期末貸借対照表（金融資産負債残高表）に記録されることになる。

このアプローチのもとでは、資産・負債の変動は、市場金利等の変動に伴う価値の変化によるものであって、取引フローに基づいて変化したものと考えていない。そのため、所得支出勘定において、企業から家計に不足分が新たに雇用者報酬として上乘せされたり、資本調達勘定（金融取引表）において、家計や年金基金に係る新たな取引フローが記録されることはない。資産・負債の変動は、すべて調整勘定における扱いとなる。なお、ここでは、金融派生商品アプローチと名付けているが、資産・負債を記録する取引項目としては、基礎率の変化等が生み出した未収金あるいは未払金という性格のものであることから、国民経済計算、資金循環勘定の項目でいう「未収・未払金」に計上することを想定している<sup>15</sup>。

## ハ．2つのアプローチの特徴

以上の2つの考え方は、どちらかが正しいというものではなく、基本的にはアプローチの違いである。ただし、いずれを選択するかについては、社会会計における他の項目との平仄、既存のマクロ指標に対する影響、実務上の処理可能性などについて、慎重に検討する必要がある。

まず、93SNAにおける平仄という観点からいえば、雇用者報酬アプローチよりも

14 企業が確定給付型年金を提供するということが、スワップ契約同様、企業と年金基金の間の等価値の交換である必然性はないが、通常は、両者の間で等価交換になるような形で、給付額の計算が行われるものと思われる。また、ここでの論点は、それ以降の市場金利等の変動をどのように記録するかということにあるため、この前提が異なったとしても、議論の本質に影響はない。

15 現行の国民経済計算、資金循環勘定では、別途「金融派生商品」という取引項目があるが、ここには、金融商品として流通しているフォワード系、オプション系の各種商品の残高や価値の変動が記録される。

金融派生商品アプローチのほうが望ましい。93SNAでは、基礎率の変更に伴うオーバー・ファンド/アンダー・ファンド（数理計算上の差違）について、特に定まった基準を設けていないが、給付構造の変化に伴う退職給付債務の変化（過去勤務債務）に関しては、調整勘定の一部である「その他資産量変動勘定」に計上することが明示されている<sup>16</sup>。したがって、数理計算上の差違について、あえて別の処理を行うよりも、「価格の水準と構造変化による、資産、負債および正味資産の変化」を記録するものとしての調整勘定の「再評価勘定」に計上するほうが自然な考え方といえる。

一方、より実践的な問題としては、雇用者報酬アプローチを採用した場合、雇用者報酬が大きく変動するということが重要である。先にみたように、各種研究機関によると、年金積立不足額は、40兆円～80兆円となっているが、これらが直接雇用者報酬に反映されるとすると、2000年度の雇用者報酬の割合で14～29%という変動をもたらすことになる。しかも、こうしたことは、今回のような制度変更時以外にも、大幅な基礎率の変更があれば、起こり得ることである<sup>17</sup>。ちなみに、企業会計では、このような基礎率の変更等に伴う差違（過去勤務債務や数理計算上の差違）については、ある特定の期にすべての影響がでないように、複数年次にわたって費用処理することが認められている。しかしながら、社会会計では、個別企業の処理方法に依存することなく、客観的に債権債務を認識する必要があるため、退職給付債務の残高が変化した場合、その一部のみを当期に認識するという立場は取り得ない。したがって、退職給付債務を認識する以上、その評価は時価によるべきであり、相応の残高変化が生じた場合には、客観的な基準に基づき、すべてをその期の資本調達勘定が調整勘定で認識する必要がある。

さらに、現時点では、積立不足が企業の債務として、大きく問題視されているが、例えば、市場金利の上昇等によって年金積立余剰が発生した場合には、雇用者報酬アプローチの考え方のもとでは、雇用者報酬が逆に減少し、結果的に営業余剰が増加する形で記録されることになる。年金利益の扱いについては、企業会計の課題の1つでもあるが、社会会計において、このような形で雇用者報酬が増減する方法は、素直に受け入れられるものではない。

一方、上記金融派生商品アプローチについては、企業会計との不整合が生じるという問題が残る。わが国の退職給付会計基準では、年金にかかわる費用・収益に関してはすべてネットアウトして、最終的な費用を退職給付費用として販売・一般管理費（人件費）に計上する。そのため、金融派生商品アプローチをとると、社会会計と企業会計で雇用者報酬の捉え方が異なるものになってしまうのである。もっとも、企業会計においても、イギリスでは勤務費用のみを人件費として取り扱い、利

16 もっとも、給付構造の変化が生じたケースについても、過去勤務債務償却のための拠出に係る記録方法まで考慮されているわけではない。

17 例えば、割引率が3.1%から5.5%に上昇すると、上場企業のみでも退職給付債務が13兆円減少するという試算結果がある（ニッセイ基礎研究所 [1999]）。

子費用や積立不足の償却は金融費用として取り扱う計上方法が提案されており<sup>18</sup>、積立不足の償却をすべて人件費とみなすわが国の方法が国際的にコンセンサスを得られているわけではない<sup>19</sup>。

なお、わが国の国民経済計算では、現在は厚生年金基金への特別掛金・特例掛金という積立不足の償却を目的とした拠出も雇用者報酬とみなしており、考え方としては雇用者報酬アプローチに近い立場である<sup>20</sup>。このため、退職給付会計基準の導入を契機とした積立不足の償却本格化による影響は避けられないという点は留意が必要であろう<sup>21</sup>。

### (3) 退職一時金の取扱い

上記整理は、企業年金のケースを検討してきたが、同様の考え方は、退職一時金のような内部積立においても適用できる。すなわち、社会会計の原則は、雇用者報酬を発生主義で計上することが原則であり、93SNAにおいて、内部積立も帰属計算を行うこととしているので、当該金額（「帰属社会負担」）を所得支出勘定で家計に対する雇用者報酬としたうえで、受け取った家計が何らかの準備金として、企業に金融資産を保有する（企業からみれば金融負債）と考えることができる<sup>22</sup>。ここで、問題となるものが、基礎率の変更等に伴い発生する資産・負債の変化であるが、これについても、その変化をすべて雇用者報酬の変化とみなすか、調整勘定に反映させるかの問題であり、いずれにしても、企業年金と同一のアプローチをとることによって、体系は整合的になる。

むしろ問題は、実務的に利用可能なデータがないということである<sup>23</sup>。年金の場合は、資産を預かる保険や信託の勘定から各種データの把握が可能であるが、内部積立については、現状、マクロ的に把握できる基礎統計は存在しない。現時点では、退職給付信託設定した部分が、年金と合計で把握できることから、当面、その部分についてのみ、金融資産・負債として認識されることになる。

18 イギリス財務報告基準第17号「退職給付（Retirement Benefits）」（FRS17）。

19 国際会計基準（IAS19）では、退職給付費用の計上方法については、特に定められていない。

20 資金循環勘定でも、年金基金への拠出は、その性質のいかんを問わず、すべて取引フローとして計上している。

21 金融派生商品アプローチを採用すれば、こうした問題は回避される。しかしながら、退職給付債務をマクロ的に集計・計算し、積立不足を未収・未払金として記録することが、現時点で実務的に困難な場合には、追加拠出部分を企業から年金基金への資本移転として計上することにより、雇用者報酬が積立不足償却の影響を受けることを回避する方法も考えられる。

22 退職一時金の支払いを所得支出勘定で雇用者報酬としたうえで、これを可処分所得に計上し、かつこれを金融資産・負債に反映させると、経常取引と金融取引という両面で二重計上する形となるが、これについては、年金のケース同様、何らかの調整項目を設けることで対応は可能である。

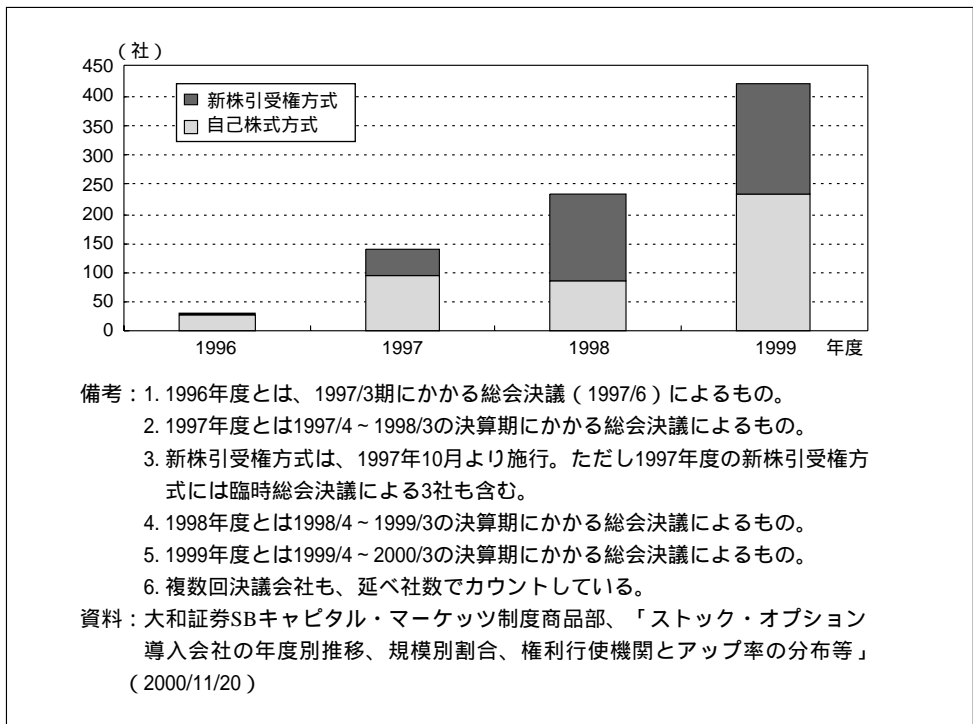
23 ここで、実務的なデータの利用可能性という場合、必ずしもすべてのデータを入手することを意味しない。社会会計記録においては、各種データの加工・推計が前提となっており、こうした加工・推計方法を確立すること自体が社会会計の重要なテーマである。

## 5. スtock・オプションの社会会計

### (1) スtock・オプションと企業会計

IAS19の「従業員給付」を持ち出すまでもなく、今日では、ストック・オプションが、賃金の代替手段として従業員に付与されるケースが多くなっている。米国においてどの程度ストック・オプションが普及しているか、正確な統計はないが、昨今のIT関連のベンチャー企業において、ストック・オプションを付与して優秀な雇用者を確保しようとするケースは枚挙に暇がない。一方、わが国においては、従来より報酬型ワラント債を発行する企業が存在したが、ストック・オプションは1997年の商法改正で、ストック・オプションのための自己株式取得が認められて以降本格化している。図表5によれば、わが国のストック・オプション導入企業は、1999年度には400社を超えており、前年の2倍となっている。ストック・オプションは、不確実なものに対する権利にすぎず、その意味では、給付が確定している企業年金に比べて、通常の賃金との違いは大きい、その取扱いいかんでは、企業やマクロ経済の実態は大きく異なった姿をみせる可能性があることは間違いない<sup>24</sup>。

図表5 わが国のストック・オプション導入会社数の推移



24 93SNAでは、「不確定資産と呼ばれる取り決めは、現実に存在する金融資産ではないので、SNAに記録すべきではない」（パラ 11.25）という原則を打ち出す一方、金融派生商品は、「金融資産（負債）として取り扱われるべきであること」（パラ11.35）を勧告している。

ところが、ストック・オプションの付与については、わが国の場合、企業会計における取扱いが定まっておらず、実務的にはワラントの計上方法が援用されている。一方、米国では、ストック・オプションの記録方法に関する新しい基準（FAS123）が設けられているが、旧基準（APB25）も並立しており、こちらも必ずしも整理できていない。

米国の企業会計においては、新旧両基準ともに、ストック・オプションは付与時点（grant date）に労働報酬として費用計上されることとなっているが、旧基準では、付与時点における市場価格と権利行使価格を比較し、前者が後者を上回る場合のみ、その差額を労働報酬として計上することとしている。つまり、付与時点におけるストック・オプションの本源的価値を労働報酬とする考え方に立っていたわけであるが、実際には、権利行使価格が付与日の価格を下回るケースがほとんど存在せず、労働報酬は計上されてこなかった。このような状況を受けて、新基準では、時間的価値も含めた公正価値（時価）をもってストック・オプションの労働報酬を算出する案が採用されたが、新たな費用計上を迫られる産業界からの反発が強かったこともあって、旧基準も容認されているというのが現状である。

なお、最近、IASCでは、付与時点で労働報酬を計上する従来の考え方に対し、権利が確定した時点（vesting date）において、債権債務を認識すべきであるという議論が登場している（以下、G4+1基準と呼ぶ<sup>25</sup>）。ストック・オプションは、一般に付与から一定期間は権利留保期間とされており、この間に離職すれば、権利が失効する。したがって、ストック・オプションは、権利留保期間中に企業で働くことによりその価値が生じるという考え方である。

## （2）ストック・オプションの社会会計記録の検討

ストック・オプションについては、現状、わが国の国民経済計算や資金循環勘定では、何ら計上されていない。また、米国の国民経済計算では、雇用者がストック・オプションの権利を行使した段階で、家計の実際の収入が雇用者報酬として計上される取扱いとなっている<sup>26</sup>。

しかしながら、企業会計において、権利行使前に雇用者報酬を認識しようとしている今日、社会会計においても、発生主義という基本的な考え方に沿って、同様に雇用者報酬とそれに係る債権債務関係を認識すべきであろう。このときの社会会計における記録方法を具体的に検討したものが、図表6(1)である。ここで、企業

25 オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、イギリス、米国の会計基準委員会によって構成される、G4+1によるディスカッション・ペーパーという形でこの基準案は公表された。

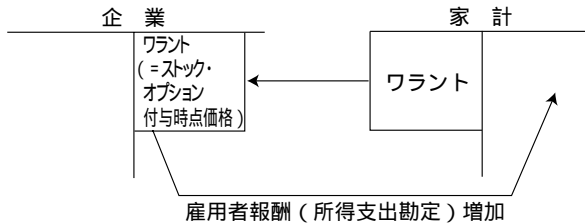
26 米国のストック・オプションは、大きく奨励型ストック・オプション（ISO：incentive stock option）と非適格ストック・オプション（NSO：nonqualified stock option）に分類され、米国の国民経済計算体系（NIPA：National Income and Production Accounts）では、後者のNSOのみについて、行使時に市場価格と行使価額との差額が雇用者報酬として計上される形となっている（前者のISOについては、非課税扱いのため、基礎データが存在せず、把握ができない）。



図表6 スtock・オプションの記録

## (1) スtock・オプション付与時点

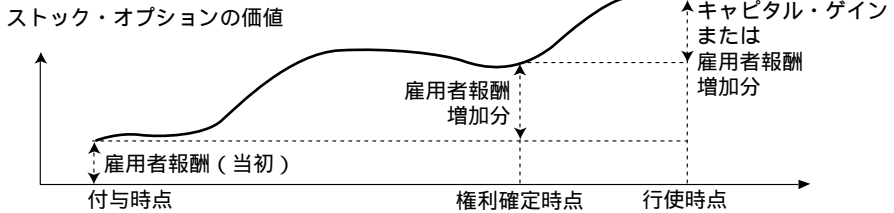
(期末貸借対照表、金融資産・負債残高表)



(資本調達勘定、金融取引表)

ワラントが、家計(資産)、企業(負債)に記録される。

## (2) 雇用者報酬アプローチ



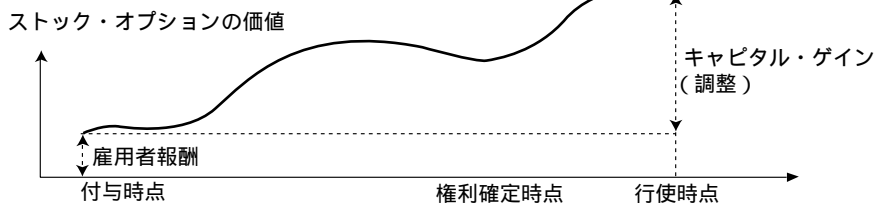
(資本調達勘定、金融取引表)

ストック・オプションの価値の変化は、取引フローとみなされ、家計のワラント(資産)、企業のワラント(負債)の増減が記録される(所得支出勘定では雇用者報酬の増減として記録される)。なお、G4+1基準の場合は権利確定時点まで。

(調整勘定)

G4+1基準の場合、権利確定時点以降は、ストック・オプションの価値の変化は、調整(再評価)とみなされ、家計のワラント(資産)、企業のワラント(負債)の増減が記録される。

## (3) 金融派生商品アプローチ



(資本調達勘定、金融取引表)

付与時点で、付与額が取引フローとみなされ、家計のワラント(資産)、企業のワラント(負債)の増減が記録される(所得支出勘定では雇用者報酬の増減が記録される)。

(調整勘定)

付与時点以降は、ストック・オプションの価値の変化は、調整(再評価)とみなされ、家計のワラント(資産)、企業のワラント(負債)の増減が記録される。

は家計に対し、ストック・オプションの付与時点の価値を雇用者報酬として支払う（所得支出勘定）、家計は、当該報酬をもって企業からある種のワラントを購入する（資本調達勘定）、というフローの動きによって、企業と家計にそれぞれ金融資産・負債（ワラント）が発生するという姿が記録される。

問題は、付与時点以降の価値の変動をどのように記録すべきかという点である。このことについては、退職給付債務の記録方法同様、雇用者報酬アプローチ、金融派生商品アプローチの2通りのアプローチが考えられる。

#### イ．雇用者報酬アプローチ

ここで雇用者報酬アプローチと呼ぶものは、ストック・オプションの付与時点以降の価値の変動が雇用者報酬に反映されるというものである（図表6(2)）。ただし、付与時点以降の価値の変化をすべて雇用者報酬とみなすという考え方のほかに、G4+1基準のように、権利確定時点で雇用者報酬が確定し、その後の価値の変動は調整（再評価）とみる考え方もあり得よう。ちなみに、G4+1基準は、ストック・オプションが企業の資本に係るものであるという立場から、その価値の確定時期を検討した企業会計の議論であり、その後の価値の変動について、特に議論はなされていない。

#### ロ．金融派生商品アプローチ

一方、金融派生商品アプローチと呼ぶものは、ストック・オプションの雇用者報酬としての価値は付与時点のプレミアムであると捉え、付与時点以降のストック・オプションの価値変化はすべて調整（再評価）であるという考え方である（図表6(3)）。退職給付の場合は、スワップ型の金融派生商品を擬制していたが、ストック・オプションの場合、その名のとおり、それ自体が派生商品であり、このアプローチに従えば、結果的に通常の金融派生商品と全く同様の計上方法となる。ただし、この場合でも、資産負債を計上する取引項目は、他の金融派生商品との混同を避けるために、一種のワラントとして記録することになる。

#### ハ．2つのアプローチの比較

退職給付債務の検討において、雇用者報酬アプローチと金融派生商品アプローチとの違いは、ある意味ではアプローチの差にすぎないものであった。これに対し、ストック・オプションの場合、付与時点以降のストック・オプションの価値変化を労働の対価としてみる雇用者報酬アプローチは、社会会計の体系の基本的な考え方と対立するものである。

雇用者報酬アプローチのわかりやすさは、G4+1基準で謳われているとおり、「従業員の労働サービスを契約末時点までの成果を反映した株価で評価できる」（G4+1[2000]、パラ5.34）点である。つまり、ストック・オプションの付与後株価が上昇した場合、株価上昇に伴うストック・オプションの価値の増加は従業員の労働投下に伴う付加価値の増加によってもたらされたものと考えていることである。ところ

が、社会会計の体系では、繰り返し述べてきたように、株価変動のような価値の変動は、付加価値の生産など所得の発生をもたらず経常取引フローと明確に区別している。したがって、現行の国民経済計算体系の基本に従えば、ストック・オプションの記録方法として、上記雇用者報酬アプローチはとり得ない選択肢である。

ただし、ストック・オプションが「従業員の努力の結果として（少なくとも反映した形としての）株価の変動に直結した報酬制度」（G4+1 [2000]、パラ5.34）という考え方は必ずしも無視できない。そうであるとすれば、この問題は、むしろ社会会計におけるフローと価値の変動の関係について再考を促すものかもしれない。少なくとも、ストック・オプションの普及を契機に、現在の社会会計の体系に新しい観点で検討を加えることは意味のあることであろう。

### (3) ストック・オプション付与額の試算

ここでは、ストック・オプションの価値が、実際にマクロ的にどの程度の金額となるかという点について、わが国と米国について、利用可能なデータで試算を行った。

まず、わが国については、各社の有価証券報告書をもとに、株主総会におけるストック・オプションに関する決議一覧から、予定付与株式数・行使価格・行使期間を抜粋、各社の有価証券報告書より、1999年4月以降2000年3月の間の決算期時点における残存残高を抜粋し、2000年3月末の残存ストック・オプション残高を推計、報酬型ワラント債に関しては、アイ・エヌデータサービスの情報端末から付与数・行使価格・行使期間・残高を特定、権利付与日における付与額、および2000年3月末の残高をブラック＝ショールズ・モデルで推計<sup>27</sup>、という手順で試算を試みた。

この結果をみると(図表7)、わが国では、付与時点でのストック・オプション(報酬型ワラントを含む)の金額は小さく、1999年度で1,100億円弱という結果であった。また、前述の雇用者報酬アプローチの考え方をとり入れた場合を想定し、付与後の株価の変化を反映した期末時点残高を試算したが、こちらも3,300億円程度であり、雇用者報酬に対する比率は0.1%程度である。限られたデータとはいえ、マクロに対する影響という観点では、ストック・オプションは未だ日本では限定的ともいえる。

一方、米国については、ダウ・ジョーンズ指数採用30社のうち、個別情報の特定が困難であったイーストマン＝コダック(Eastman-Kodak)とAT&Tを除いた28社ベースで、最新の年次有価証券報告書(FORM 10-K)から、ストック・オプション付与残高・平均行使価格・当期付与数・当期付与のストック・オプションの適正価額・ボラティリティ等を抜粋し、ブラック＝ショールズ・モデル(配当は未調整)より適正価額を推計するという手順により、試算を行った<sup>28</sup>。

27 モデル推計におけるボラティリティや安全利子率の仮定は、図表7の注記を参照。

28 安全利子率は、10年物国債の指標金利を用いている。

図表7 ストック・オプションの時価推計（日本）

（億円・社）

	付与時点時価	時価残高（2000/3月）	採用社数
1997年度	254.1	224.3	95
1998年度	327.7	1,087.2	145
1999年度	1,094.4	3,331.2	222
2000年度（上期）	1,811.3	-	425

備考：1. 以下のような仮定に従って推計。

- 推計式           ブラック＝ショールズ式（期中行使権を考慮しない）
- 付与数           有価証券報告書に特別の記載がない限り、付与限度数を実際の付与数とみなす
- 無危険利子率   2%（連続複利）
- ボラティリティ 2000年上期(1月～6月)の日足から推計
- 権利付与日     公表日と同一
- 配当             考慮しない

2. 2000年3月末の未行使ストック・オプション数は、2000年3月末直前の決算期の有価証券報告書から推計。

3. 報酬型ワラントを含む。

資料：大和証券SBキャピタル・マーケッツ制度商品部、「ストック・オプション導入発表会社」（2000/11/20時点）

資料版商事法務、アイ・エヌ情報センター、「Funding Eye」  
各社有価証券報告書

図表8 ストック・オプションの時価推計（米国・ダウ・ジョーンズ採用28社）

（百万ドル、%）

	付与時点時価残高	期末時点時価残高	付与株式数残高比率
1996年	6,360	77,996	6.6
1997年	9,988	104,391	6.6
1998年	11,977	145,049	6.4

備考：ダウ・ジョーンズ採用30社のうち、個別情報の特定が困難であったイーストマン＝コダックとAT&Tを除いた28社ベースを対象に試算。

この結果をみると（図表8）、98年中に120億ドルが付与されており、わずか28社で米国全体の雇用者報酬の0.2%に相当することが判明した。しかも、ここでの試算は、ダウ・ジョーンズ指数対象の企業ということで、実際にストック・オプションを積極的に付与している新しいIT関連企業は含まれていない。このことを勘案すると、ストック・オプションの額は、ここでの試算値よりも相当大きいものと考えられる。また、付与時点以降の株価の変動を織り込んだ価値の増加も含めると、ダウ・ジョーンズ指数対象の28社で400億ドル（雇用者報酬の0.8%）との結果が得られ、そのインパクトはさらに大きい。

なお、現行の米国の国民経済計算では、前述のように、ストック・オプションについて、行使時点で市場価格と行使価格の差額（つまり実際の家計の税引前収入）を雇用者報酬として計上しており、雇用者報酬アプローチに近い考え方をとっている。しかも、純粋な雇用者報酬アプローチをとった場合は株価の変動による雇用者報酬の変化は発生主義に基づき各期に配分されるが、現行の米国の取扱いは、行使時点で全額が計上されるという現金主義的なものである。このため、1990年代半ば以降大量に付与されたストック・オプションが権利確定時点で到達し、ストック・オプションの行使が本格化した段階で、株価の動向次第では雇用者報酬が大きく変動する可能性がある点に留意が必要である。

## 6. おわりに

本稿では、社会会計における労働債務の扱いに焦点を当て、退職給付債務、ストック・オプションの記録方法、マクロ的な影響度合いを検討した。退職給付債務については、企業会計のように時価の変化を雇用者報酬とみなすと、他の項目との平仄がとれないほか、雇用者報酬が大きく変動する惧れがあることから、残高の変動分は調整勘定で対応するほうが望ましいことを示した。また、ストック・オプションについては、企業会計においてもその取扱い方は定まっていないが、一部で議論されているように付与時点以降の株価変動を雇用者報酬に含めるとすると、所得の発生と価値の変動の境界が大きく揺らぐことを示した。さらに、米国では現在の計上方法を続けると、株価の上昇によってストック・オプションの価値が増加していることから、今後、雇用者報酬が大きく変動する可能性があることも指摘した。

もっとも、現在の社会会計の体系が退職給付やストック・オプションといった新しい労働債務を適切に把握できるとは限らず、現在の体系に沿った計上方法が必ずしも望ましいとは言い切れない。所得の発生と価値の変化の区別は必ずしも明確ではなく、そこに決定的な基準は存在しない。むしろ、企業会計における労働債務の扱いは、社会会計の体系におけるフローと調整の境界の問題を改めて問い直すものとなっている。実際、労働債務以外では、割引債の利子所得の扱いについて、こうした問題が既に議論となっている（補論参照）。

社会会計に求められる役割はきわめて広範で、マクロ経済の実態を把握しようとするすべての利用者にとって有効なルールが求められる<sup>29</sup>。しかし、考え方の整理が付かないまま、何ら対応をとらないのであれば、世の中の新しい動きをマクロ的に把握することができない。重要なことは、統計作成者は、つねに社会会計の新たな対応を考えつつ、その理念と限界を広く開示し、統計利用者はそれを十分理解す

29 93SNAでは、「SNAは、経済分析、意思決定および政策策定のために設計された多目的体系である」（パラ1.29）としている。

ることである。また、統計作成者は全体の整合性を維持しつつも、複数のアプローチがある場合には、詳細データを開示し、統計利用者がこれを目的に応じて組み替えることができるようにする必要があるといえよう。

## 補論．債券の利子所得の扱いに係る論点　割引債のケースによる考察

### 1．割引債の取扱い

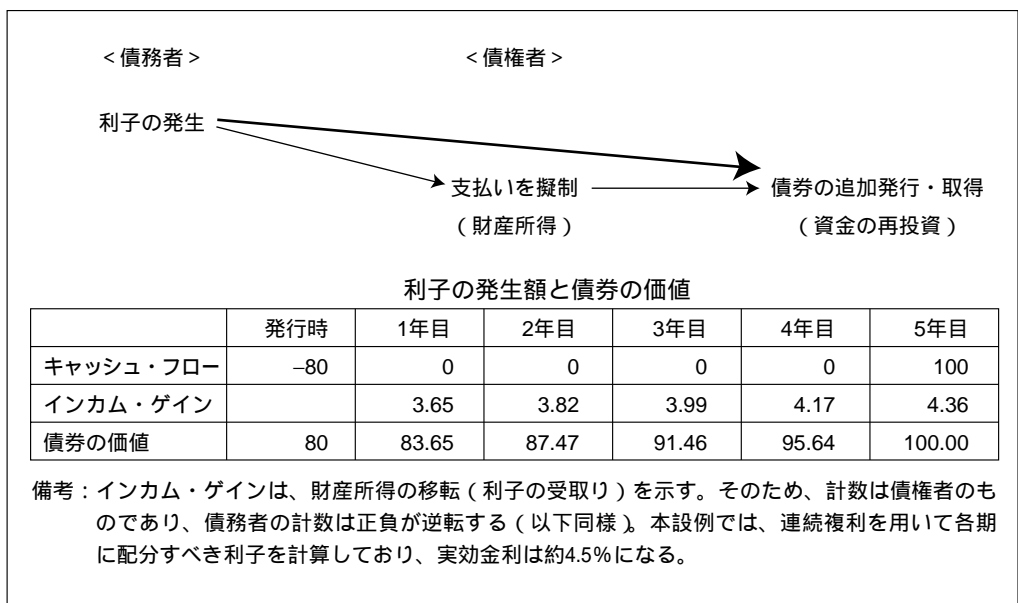
割引債とは、発行時において額面を割り引いた価額で発行され、満期時において額面価額の償還がなされる債券である。割引債においては、各期に利払いは行われないが、発行価額と償還価額の差額が利子に相当すると考えられる。これに対し、93SNAでは、「利子は、ある種の金融資産の所有者が受け取る財産所得の一形態」（パラ 7.93）とされ、割引債についても、発行価額と償還価額の差額を利子総額として捉え、各期に期間配分することを提言している。

以下では、この点に係る論点を、仮設例を通じてみていくことにする<sup>30</sup>。

### 2．利子の発生と再投資 - 仮設例

具体的に5年物の割引債（額面 100円）が80円で発行された場合を想定してみよう（図表A-1）。利子の総額は、発行時のキャッシュ・フローと満期日のキャッシュ・フローの差額として認識されるとともに、利子は各期に配分される。このとき、実際には利払いが行われていないこととの整合性を図るため、発生した利子

図表A-1



30 ここでは、議論を明確にするために割引債を検討するが、基本的な考え方は利付債についても同様である。

は、債券に対し再投資されたものとみなされる。この結果、社会会計では、所得支出勘定において利子という財産所得の移転が計上され、さらに同額が資本調達勘定において金融取引（債券の追加取得・発行）として計上される。

### 3. 債務者主義アプローチと債権者主義アプローチ

さて、このようなルールのもとで、債券の発行期間中に市場利子率が変化した場合、利子所得の発生額をどのように算定すべきであろうか。現在、この点について、IMFを中心に議論が進められており、債務者主義と債権者主義という、2つのアプローチが提案されている。

債務者主義とは、市場利子率が変化しても、利子の発生額を算定するための利子率（実効金利）を変更しない方法である。この方法では、市場利子率が変化した時に、債券の評価については洗い替えが行われるが、利子の評価基準は変化せず従前と同じ利子率で発生利子を算定する。そのため、未払利子を加えた債券の会計上の評価額と市場価格との間に乖離が生じ、当該乖離額は、調整勘定におけるキャピタル・ゲイン/ロスとして認識される。わが国の国民経済計算では、事実上この方法が採用されている。

一方、債権者主義とは、市場利子率の変化に合わせ、利子の発生額を算定するための利子率（実効金利）を逐次変更する方法である。この方法では、利子の再投資を加味した債券の価値が、満期日において額面価額に等しくなるように発生利子が算定される。つまり、市場利子率が変化した時に、債券および利子の評価について洗い替えが行われる。換言すれば、利子は時価をベースにした実効金利で評価される。

先の仮設例において、債券発行の2年後に市場利子率が下落し、債券価格が90円に上昇したケースを考えてみよう（図表A-2）。

図表A-2

#### 債務者主義によるインカム・ゲインとキャピタル・ゲイン

	発行時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
キャッシュ・フロー	-80	0	0	0	0	100
インカム・ゲイン		3.65	3.82	3.99	4.17	4.36
キャピタル・ゲイン			2.53	-0.77	-0.84	-0.92
債券市場価格	80.00	83.65	90.00	93.22	96.55	100.00

#### 債権者主義によるインカム・ゲインとキャピタル・ゲイン

	発行時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
キャッシュ・フロー	-80	0	0	0	0	100
インカム・ゲイン		3.65	3.82	3.22	3.33	3.45
キャピタル・ゲイン			2.53			
債券市場価格	80.00	83.65	90.00	93.22	96.55	100.00



このとき、債務者主義をとると、実効金利が変化したのは2年後の1回だけであるにもかかわらず、3年目以降毎年キャピタル・ロスが発生することになる。なお、債務者主義において、満期までの全期間のキャピタル・ゲインを合計するとゼロになり（ $2.53-0.77-0.84-0.92 = 0$ ）、インカム・ゲインを合計すると、キャッシュ・フローの差額に一致する（ $3.65+3.82+3.99+4.17+4.36 = 20$ ）。

これに対し、債権者主義をとると、2年後にキャピタル・ゲインが発生するだけで、その後は、キャピタル・ロスが発生していない。これは、債務者主義では、3年目以降も、実効金利を4.5%として計算しているのに対し、債権者主義では、3年目以降の実効金利を3.5%として計算しているからである。債権者主義では、利子所得の減少によって、債務者主義では計上されることになるキャピタル・ロスがカバーされるのである。

以上のような整理のもと、実際に発行された債券（平成6年7月20日に82.75円で発行された5年物割引国債、償還価額100円）について、債務者主義、債権者主義による計算を行ってみると、仮設例でみられた状況が明確に発生していることがわかる（図表A-3）。すなわち、平成6年以降、市場金利が低下し続けていることから、

図表A-3 割引債のインカム・ゲインとキャピタル・ゲイン

(年率)

	保有利回り	債務者主義		債権者主義	
		インカム・ゲイン	キャピタル・ゲイン	インカム・ゲイン	キャピタル・ゲイン
H6.9.30	9.67%	3.77%	5.90%	3.51%	6.16%
H 6/4Q	2.78%	3.73%	-0.94%	3.55%	-0.76%
H 7/1Q	5.95%	3.75%	2.20%	3.40%	2.55%
H 7/2Q	30.94%	3.74%	27.20%	1.72%	29.22%
H 7/3Q	5.36%	3.52%	1.84%	1.48%	3.88%
H 7/4Q	9.48%	3.47%	6.01%	0.92%	8.56%
H 8/1Q	-4.75%	3.47%	-8.22%	1.36%	-6.11%
H 8/2Q	0.42%	3.51%	-3.09%	1.43%	-1.02%
H 8/3Q	5.18%	3.55%	1.63%	1.10%	4.08%
H 8/4Q	2.93%	3.51%	-0.58%	0.92%	2.01%
H 9/1Q	2.66%	3.52%	-0.86%	0.73%	1.94%
H 9/2Q	-0.08%	3.54%	-3.62%	0.82%	-0.91%
H 9/3Q	3.38%	3.62%	-0.24%	0.47%	2.91%
H 9/4Q	0.52%	3.59%	-3.07%	0.46%	0.06%
H10/1Q	0.77%	3.59%	-2.82%	0.40%	0.36%
H10/2Q	0.44%	3.62%	-3.18%	0.39%	0.05%
H10/3Q	0.40%	3.70%	-3.29%	0.39%	0.01%
H10/4Q	0.36%	3.69%	-3.33%	0.40%	-0.04%
H11/1Q	0.68%	3.73%	-3.05%	0.17%	0.51%
H11/2Q	0.16%	3.76%	-3.60%	0.20%	-0.04%

備考：インカム・ゲインの年利 = 利子推計値 / 債券市場価格。ただし、簡単化のため、債券発行時点は7月末日であるとみなし、月ごとの日数の違いは考慮していない。

満期が近づくとつれ、債務者主義では多額のキャピタル・ロスが発生する一方、債権者主義ではインカム・ゲインの減少が生じている。

#### 4. 2つのアプローチの評価と社会会計の課題

上記の具体例によれば、債務者主義では金利低下局面において、利子が実態より過大評価され、一方で、多額のキャピタル・ロスが発生したものと計上される。例えば、平成11年4月にこの割引債を購入した債権者は、債務者主義をとった場合、債券保有者は年利3.76%の利子を受け取る一方、年利3.60%のキャピタル・ロスを被ったことになる。実態は、同四半期で年利0.16%分の収益しか得ることができないにもかかわらず、債務者主義では、利子所得として年利3.76%が計上されるのである。実際、わが国の国民経済計算の利子所得には、こうした金額が計上されている。

これに対し、債権者主義では、金利低下に合わせる形で利子が減少しており、多額のキャピタル・ロスが発生することはない。このような点を考えれば、債権者主義は、環境の変化を的確に反映し、経済実態をより正確に映し出す方法であり、より合理的な方法である。

実際、企業会計における、IASCを中心としたジョイント・ワーキング・グループ（JWG : Joint Working Group of Standard-Setters）によって2000年12月にまとめられた「金融商品の会計基準に関するJWGの公開草案<sup>31</sup>」では、利息をその時々々の市場利子率に基づき再計算する案を提示している。同草案では、金融商品に関して基本的にすべて公正価値<sup>32</sup>評価することを提案しているが、資産・負債残高の公正価値評価と整合的に利息計算を行うためには、利息もまた公正価値で評価することが必要であるとしている<sup>33</sup>。この考え方は、債権者主義の利子に関する考え方と基本的には同じである。

ただし、債権者主義の選択は、利子の期間配分の問題にとどまらず、利子の概念を大きく変えてしまうことには注意を要する。債権者主義では、利子とは、確定的な生産の果実ではなく、債券の時価の変動に影響を受ける不確定な所得である<sup>34</sup>。発行時点では、最終的にどれだけの所得が債務者から債権者に移転されるかは不確定であり、実際にどれだけの利子所得が移転されるかはその時々々の市場利子率に依存する。換言すれば、債券価格の変化が価値の変動（キャピタル・ゲイン）をもたらすのみならず、利子所得（インカム・ゲイン）にも影響を与える。債権者主義が実態を捉えると考えるのであれば、利子所得の総額を「金融資産を提供した対価」として確定的に捉え、その他の価値変動をキャピタル・ゲインとみなす従来の考え方が、根本的に揺らぐことになるのである。

31 Joint Working Group of Standard-Setters [ 2000 ]

32 公正価値（fair value）とは、この場合時価とほぼ等しい概念である。

33 同草案では、債務者主義に相当する、発行時点で計算した実効金利を利息計算に用い続ける従来の手法は、歴史的原価（historical cost）に基づいた利息観であるのに対し、新たに採用した公正価値に基づく実効金利は市場利回り（CYTM : current yield to maturity）に基づいた利息観を表しているとしている。

34 割引債に関していえば、既に述べたように発行価額と償還価額の差額が利子にはならない。

## 参考文献

- 有泉千秋、山岸徹久、「米国におけるストック・オプションについて」、『日本銀行調査月報』12月号、日本銀行情報サービス局、1998年
- 伊藤邦雄、「新たに浮上する労働報酬の会計問題」、伊藤邦雄、上村達男編、『企業会計別冊、金融ビッグバン会計と法』、中央経済社、1998年
- 今福愛志、「わが国における労働報酬と企業年金会計における問題点」、伊藤邦雄、上村達男編、『企業会計別冊、金融ビッグバン会計と法』、中央経済社、1998年
- 企業会計審議会、『退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書』、1998年
- 経済企画庁経済研究所国民所得部、『1993年改訂国民経済計算の体系』、1995年
- ニッセイ基礎研究所、『ニッセイ年金ストラテジー 財務への影響大きい、退職給付に関する新会計基準の導入』、1999年
- 日本公認会計士協会、『退職給付会計に関する実務指針（中間報告）』、1999年
- 日本銀行調査統計局、『資金循環統計の解説』、1999年
- Federal Accounting Standards Board (FASB), FAS123, “Accounting for Stock-Based Compensations,” 1995.
- G4+1, “Accounting for Share-based Payment,” discussion paper, IASC, 2000.
- Hagino, Satoru, “Distinction between Capital Gain and Income Gain,” *IFC Bulletin No.5*, 1999.
- International Accounting Standards Committee (IASC), IAS19, “Employee Benefits,” 1998.
- , IAS39, “Recognition and Measurement of Financial Instruments,” 1998.
- Joint Working Group of Standard-Setters, “Financial Instruments and Similar Items,” draft, JWGSS, 2000.
- Joice, John and Chris Wright, “Calculating the Accrual of Interest on Tradable Debt Securities,” research paper, OECD Working Party on Financial Statistics, 2000.
- Moylan, Carol, “Treatment of Employee Stock Options in the U.S. National Economic Accounts,” presentation paper, OECD Meeting of National Accounts Experts, 2000.

